
令和元年度
スチュワードシップ活動の報告



東京都職員共済組合

令和2年3月

contents

1 都共済のステュワードシップ活動について

- (1) ステュワードシップ活動の概要 3
- (2) これまでのステュワードシップ活動の経緯 4
- (3) 令和元年度の主な取組み 5

2 株主議決権の行使状況（国内株式）

- (1) 議決権行使結果
 - ① 厚生年金保険給付組合積立金 7
 - ② 経過的長期給付組合積立金 9
- (2) 議案内容毎の行使事例 11
- (3) 株主議決権の個別開示 14

3 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

- (1) エンゲージメント活動件数
 - ① 厚生年金保険給付組合積立金 15
 - ② 経過的長期給付組合積立金 17
- (2) 実施のためのプロセスと自己評価 19
- (3) 特徴的な取組み 20
- (4) 対話内容と成果 21

4 株主議決権の行使状況（外国株式）

- (1) 議決権行使結果
 - ① 厚生年金保険給付組合積立金 23
 - ② 経過的長期給付組合積立 25
- (2) 議案内容毎の行使事例 27

5 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

- (1) エンゲージメント活動件数
 - ① 厚生年金保険給付組合積立金 29
 - ② 経過的長期給付組合積立金 31
- (2) 対話内容と成果 33

6 令和元年度の取り組みの総括

- (1) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項 35
- (2) ESGファンドの採用について 37

7 今後の取り組み 38

8 資料集

- (1) スチュワードシップ活動に関する方針 39
- (2) 令和元年度 スチュワードシップ活動に関する質問票 44

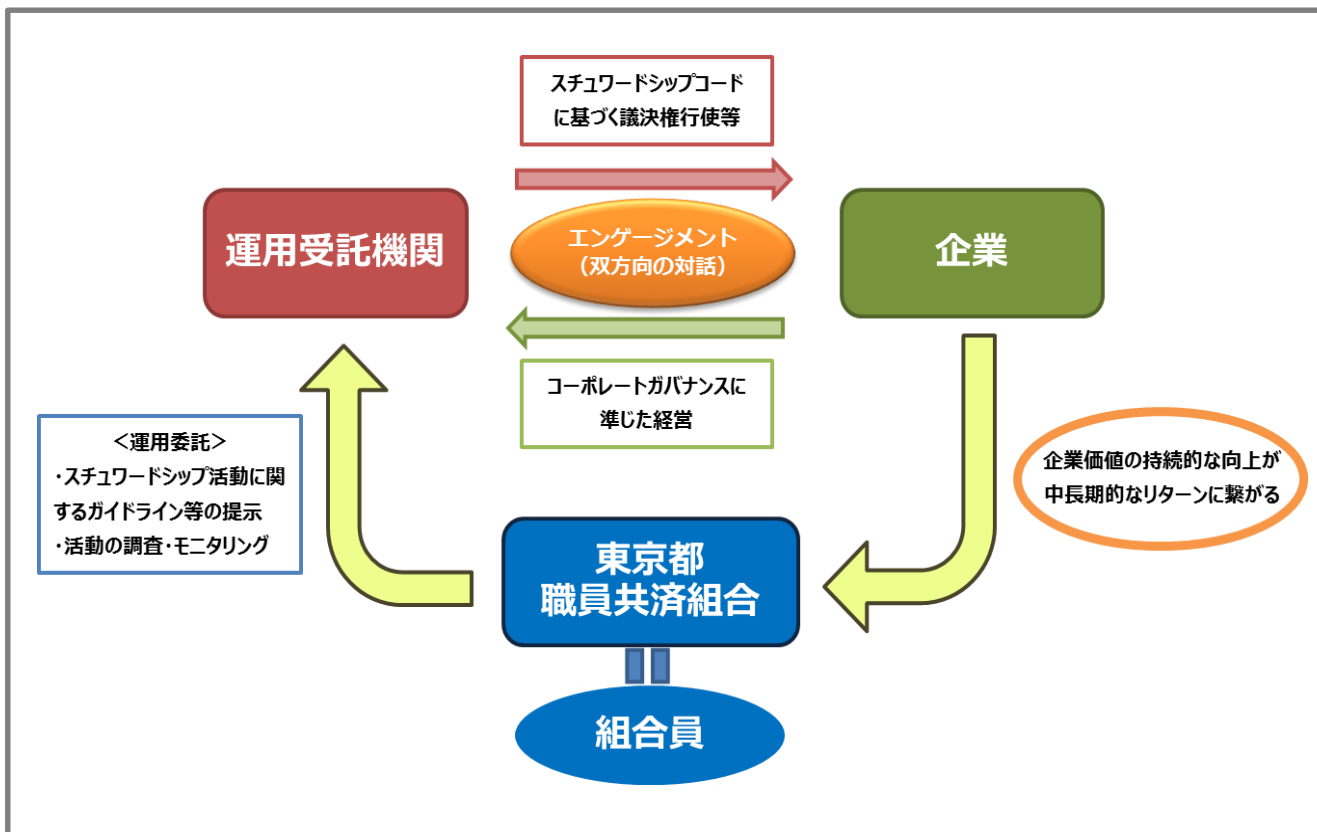
1 都共済のステュワードシップ活動について

(1) ステュワードシップ活動の概要

ステュワードシップ活動とは、機関投資家が投資先企業との建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）や議決権の行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を果たすための活動のことを言います。

東京都職員共済組合（以下、「都共済」という。）は、「被保険者に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、ステュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

<都共済のステュワードシップ活動のイメージ図>



なお都共済は、運用受託機関（都共済が資産の運用を委託する機関をいう。）を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たすことができると考えています。

このような考えのもと、投資先企業において、取締役会が経営陣の執行を監督することで、適切なガバナンス機能を発揮し、その結果として企業価値の向上を図る責務（コーポレートガバナンス）の在り方を定めた「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」を制定し、その原則の趣旨に従い、実質的な株主としての議決権行使の方針を示した「株主議決権行使ガイドライン」を制定し、都共済は運用受託機関に対し、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うように求めています。

都共済が実施したこれまでのスチュワードシップ活動の経緯と令和元年度の活動について、以下のとおり公表します。

（２）これまでのスチュワードシップ活動の経緯

都共済は、これまでに以下のような取り組みを行ってきました。

	取り組み内容
平成26年8月	「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」の制定
	「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」の制定
	「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明
平成29年5月	「日本版スチュワードシップ・コード(改訂版)」の受け入れを表明
平成30年3月	「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」の制定
令和元年10月	国内株式運用について、「ESGファンド」3プロダクトを新規採用

(3) 令和元年度の主な取り組み

都共済は、令和元年度のステュワードシップ活動として、運用受託機関に対して、エンゲージメントや株主議決権行使の状況等に関する調査及びヒアリングを行い、運用受託機関の取り組み状況を確認するとともに、取り組みを進める上での課題や問題点等について意見交換を実施しました。

令和元年度における主な取り組み内容は以下のとおりです。

項目	実施時期	対象	主な確認事項
議決権行使状況調査	令和元年7月	「株式運用受託機関」 ・国内株式6社 ・外国株式3社	<ul style="list-style-type: none"> ・都共済のガイドラインと各社のガイドラインの整合性 ・議決権行使体制 ・議決権行使結果行使結果 ・議決権行使の賛否の傾向
ステュワードシップ活動の実施状況調査			<ul style="list-style-type: none"> ・個別議案の行使判断理由 ・エンゲージメント活動に関する管理監督方針 ・エンゲージメントの成果と今後の課題等
運用受託機関へのヒアリング	令和元年8月		

都共済における株主議決権行使については、原則として都共済が定めた「株主議決権行使ガイドライン」に基づき運用受託機関が、株主議決権を行使しています。

今年度について、運用受託機関（国内株式6社・外国株式3社）から議決権の行使結果や管理・運用体制等の報告を受けるとともに、ヒアリング等を通じて、都共済の「株主議決権行使ガイドライン」に基づき、各機関が適切にスチュワードシップ活動に取り組んでいることを確認しました。

議決権の行使にあたっては、具体的に次の項目について基準を設け、運用受託機関に適切な行使を求めています。

・取締役会の構造	・増減資等の資本政策
・取締役の選任	・定款変更
・監査役の選任	・株主提案
・役員報酬等	・反社会的行為
・剰余金の処分	・敵対的買収防衛策
・組織再編等	

2 株主議決権の行使状況（国内株式）

（1）議決権行使結果

① 厚生年金保険給付組合積立金

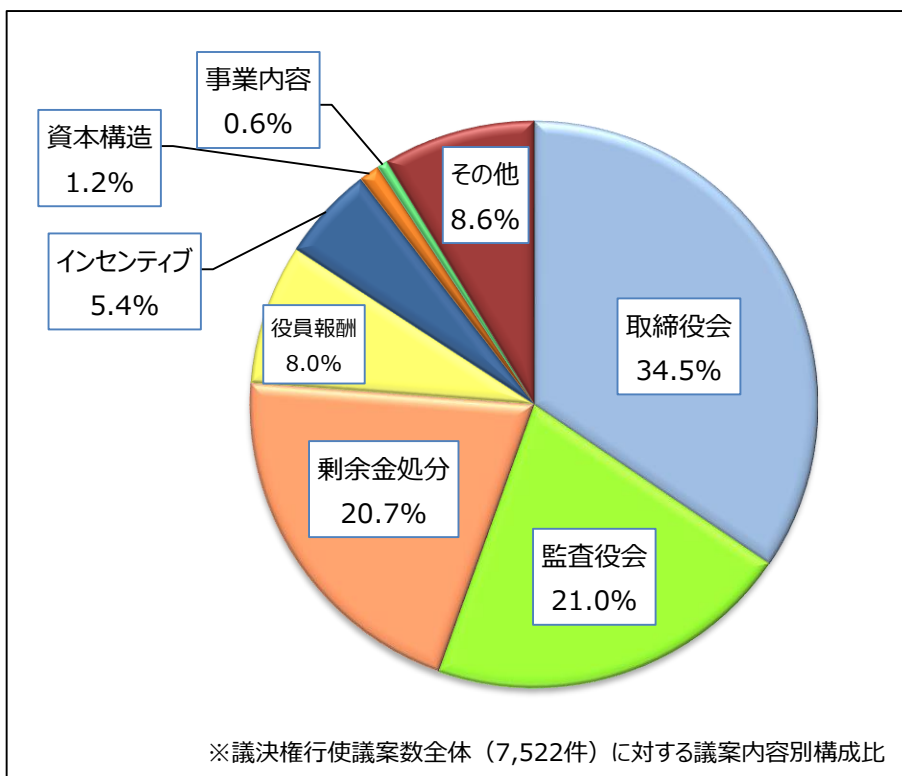
厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関3社を通じて、平成30年4月～平成31年3月に決算を迎えた企業延べ2,192社に対して、株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ7,522議案で、前年度（7,076議案）から6.3%増加しました。

全7,522議案のうち、反対行使は1,880議案、反対比率は25.0%（前年度比-0.3ポイント）でした。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付積立金） 対象：平成30年4月～平成31年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
	合計	構成比	賛成	比率	反対	比率	
総計	7,522	100.0%	5,642	75.0%	1,880	25.0%	25.3%
うち会社提案に関するもの	7,388	98.2%	5,628	76.2%	1,760	23.8%	24.1%
うち株主提案に関するもの	134	1.8%	14	10.4%	120	89.6%	83.7%
内訳	7,522	100.0%	5,642	75.0%	1,880	25.0%	25.3%
取締役会・取締役に関する議案	2,594	34.5%	1,623	62.6%	971	37.4%	39.8%
監査役会・監査役に関する議案	1,578	21.0%	1,167	74.0%	411	26.0%	23.3%
役員報酬等に関する議案	602	8.0%	388	64.5%	214	35.5%	29.6%
剰余金の処分に関する議案	1,560	20.7%	1,497	96.0%	63	4.0%	4.7%
資本構造に関する議案	87	1.2%	42	48.3%	45	51.7%	38.3%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	74	1.0%	33	44.6%	41	55.4%	82.8%
うち増減資に関するもの	4	0.1%	4	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	4	0.1%	3	75.0%	1	25.0%	50.0%
うち自己株式取得に関するもの	2	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	50.0%
事業内容の変更等に関する議案	48	0.6%	48	100.0%	0	0.0%	2.7%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	404	5.4%	335	82.9%	69	17.1%	17.4%
その他議案	649	8.6%	542	83.5%	107	16.5%	19.8%

厚生年金保険給付組合積立金 議案内容別構成比



② 経過的長期給付組合積立金

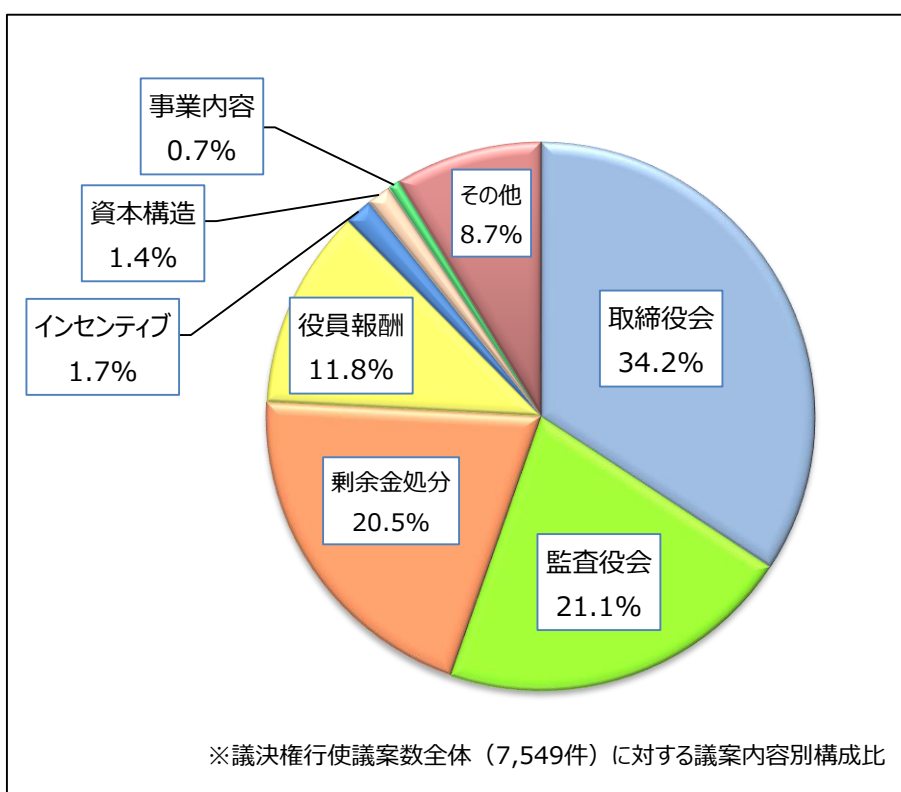
経過的長期給付調整積立では、国内株式の運用受託機関3社を通じて、平成30年4月～平成31年3月に決算を迎えた企業延べ2,205社に対して、株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ7,549議案で、前年度（7,118議案）から6.1%増加しました。

全7,549議案のうち、反対行使は2,061議案、反対比率は27.3%（前年度比+2.0ポイント）でした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金）
対象：平成30年4月～平成31年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	7,549	100.0%	5,488	72.7%	2,061	27.3%	25.3%
うち会社提案に関するもの	7,412	98.2%	5,478	73.9%	1,934	26.1%	23.7%
うち株主提案に関するもの	137	1.8%	10	7.3%	127	92.7%	92.1%
内訳	7,549	100.0%	5,488	72.7%	2,061	27.3%	25.3%
取締役会・取締役に関する議案	2,585	34.2%	1,461	56.5%	1,124	43.5%	44.5%
監査役会・監査役に関する議案	1,593	21.1%	1,236	77.6%	357	22.4%	13.3%
役員報酬等に関する議案	889	11.8%	608	68.4%	281	31.6%	20.7%
剰余金の処分に関する議案	1,546	20.5%	1,467	94.9%	79	5.1%	6.4%
資本構造に関する議案	106	1.4%	38	35.8%	68	64.2%	39.4%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	72	1.0%	6	8.3%	66	91.7%	98.3%
うち増減資に関するもの	5	0.1%	5	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	4	0.1%	4	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	2	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	50.0%
事業内容の変更等に関する議案	52	0.7%	51	98.1%	1	1.9%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	125	1.7%	85	68.0%	40	32.0%	31.7%
その他議案	653	8.7%	542	83.0%	111	17.0%	21.0%

経過的長期給付組合積立金 議案内容別構成比



（２）議案内容毎の行使事例（国内株式）

① 取締役会・取締役に関する議案

独立社外取締役の在り方や企業業績に関連するものが、議案の主なテーマになっています。反対比率は厚生年金保険給付組合積立金「37.4%」、経過的長期給付組合積立金「43.5%」と高い比率になりました。

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆社外取締役の独立性が不十分であると判断したため
- ◆社外取締役の取締役会への出席率に問題あるため
- ◆業績基準（ROE）に抵触したため
- ◆剰余金の処分に対して十分な説明がなされていないと判断したため
- ◆不祥事が発生したため

② 監査役会・監査役に関する議案

一部の運用受託機関で、社外監査役の独立性の判断基準や取締役会・監査役会への出席率の基準を厳格化したことにより、議案数・反対比率共に前年度から上昇しました。

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆監査役の独立性が不十分であると判断したため
- ◆監査役減員のため
- ◆監査役が監督責任を果たせていなかったと判断したため
- ◆監査役の取締役会への出席率に問題あるため

③ 役員報酬等に関する議案

一部の運用受託機関で、退職慰労金の判断基準や開示規定の基準を厳格化したことにより、反対比率は厚生年金保険給付組合積立金（前年度比+ 5. 9 ポイント）、経過的長期給付組合積立金（前年度比+ 1 0. 9 ポイント）ともに前年度から大きく上昇しました。

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 退任役員の退職慰労金の支給において、支給額が不明確なため
- ◆ 社外取締役に対して業績連動報酬枠が設定されているため
- ◆ 企業業績が大幅減益となる中で、役員賞与支給が増額のため

④ 剰余金の処分に関する議案

議案数・反対比率共に前年度から大きな変化はありませんでした。

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 財務体質に鑑み株主還元（配当性向）が不十分であるため
- ◆ 会計監査人の監査報告書受領を含む所定の決算手続きが完了していないため
- ◆ 不適切会計処理の調査が継続中であり、決算が未確定の中、配当を行うことは適切でないため

⑤ 資本構造に関する議案

買収防衛策関連など株主価値を損なう資本政策について、各社とも厳格に対応した結果、反対比率は厚生年金保険給付組合積立金（前年度比+ 1 3. 4 ポイント）、経過的長期給付組合積立金（前年度比+ 2 4. 8 ポイント）ともに前年度から大きく上昇しました。

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 買収防衛策の継続が株主価値の毀損に繋がると判断したため
- ◆ 自己株式の処分と中長期的な企業価値向上との関係が不透明であったため
- ◆ 買収防衛策について、独立性基準を満たす社外取締役を過半数設置していなかったため

2 株主議決権の行使状況（国内株式）

⑥ 事業内容の変更等に関する議案

議案数・反対比率共に前年度から大きな変化はありませんでした。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆企業買収について、買収価格に妥当性がなく、のれんの減損リスクが相応に高いと懸念されるが、それに対する方針の開示が十分でないため

⑦ 役職員のインセンティブ向上に関する議案

ストックオプションに関連する反対行使の理由となっております。反対比率に前年度から大きな変化はありませんでした。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆財務体質に鑑み株主還元（配当性向）が不十分であるため
- ◆会計監査人の監査報告書受領を含む所定の決算手続きが完了していないため
- ◆不適切会計処理の調査が継続中であり、決算が未確定の中、配当を行うことは適切でないため

⑧ その他議案

その他議案に関連する主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆一般社団法人への自己株抛出について、抛出方針が不明であったため

(3) 株主議決権の個別開示

- 都共済は、運用受託機関に個別の企業及び議案ごとの議決権行使の結果について公表するように求めています。
- 都共済は、国内株式の運用受託機関全5社（平成31年3月末時点）に対して、行使結果の個別開示を要請し、全ての運用受託機関が既にホームページにて公表済であることを確認しました。

(社名：50音順)

運用受託機関（再委託先名）	公表URL
イーストスプリング・インベストメント株式会社	https://www.eastspring.co.jp/about-us/our-policy/voting-rights
フィデリティ投信株式会社	https://www.fidelity.co.jp/fij/about/governance/voting.html
みずほ信託銀行株式会社 (アセットマネジメントone株式会社)	https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken_koushi.html
三井住友信託銀行株式会社	https://www.smtb.jp/business/instrument/voting/voting_right.html
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	https://www.daiwasbi.co.jp/company/guideline/index.html

3 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

（1）エンゲージメント活動件数

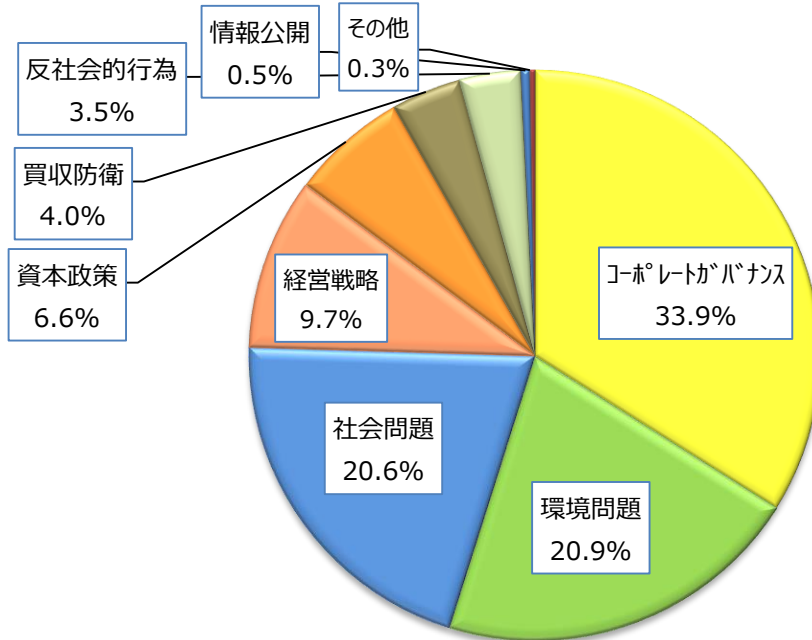
① 厚生年金保険給付組合積立金

- ・ 厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関を通じて、延べ414社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ1,411件で前年度から+24.3%増加しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は217件で、全体の15.4%となりました。
- ・ エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が479件と全体の33.9%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：平成30年4月～平成31年3月）

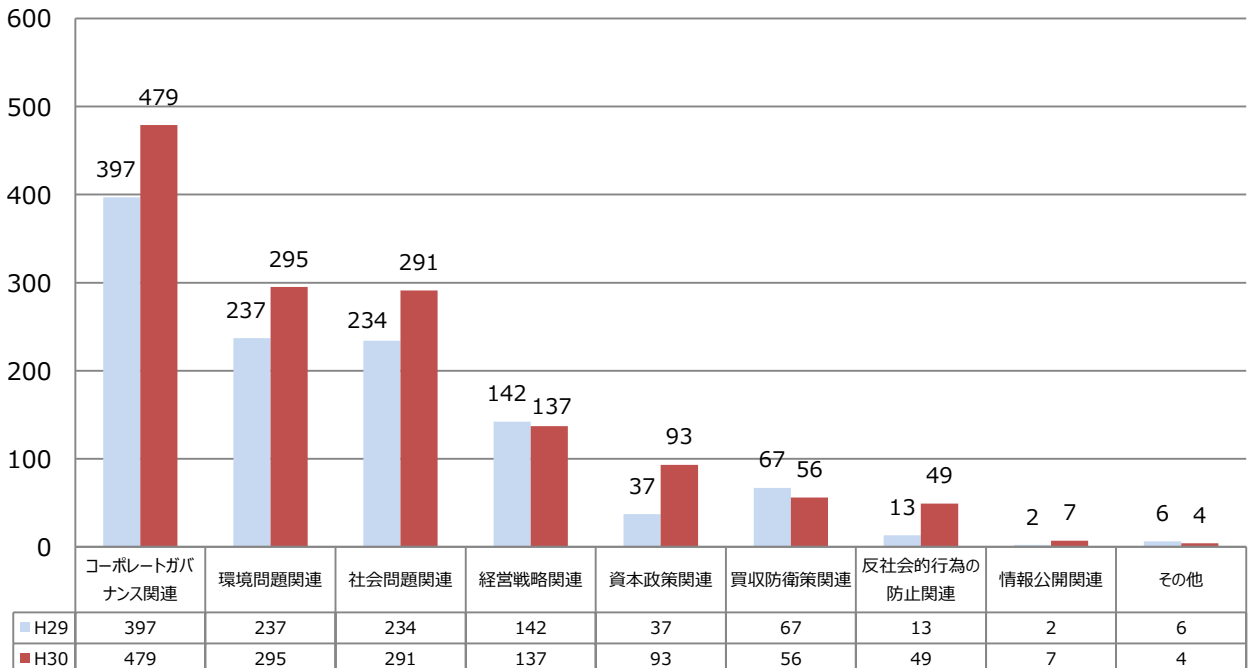
対話の内容	件数	内、経営トップとの対話		
		構成比	比率	比率
資本政策関連	93	6.6%	15	16.1%
経営戦略関連	137	9.7%	33	24.1%
環境問題関連	295	20.9%	37	12.5%
社会問題関連	291	20.6%	39	13.4%
コーポレートガバナンス関連	479	33.9%	73	15.2%
買収防衛策関連	56	4.0%	8	14.3%
情報公開関連	7	0.5%	4	57.1%
反社会的行為の防止関連	49	3.5%	7	14.3%
その他	4	0.3%	1	25.0%
総計	1,411	100.0%	217	15.4%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：平成30年4月～平成31年3月



※エンゲージメント活動件数全体（1,411件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



② 経過的長期給付組合積立金

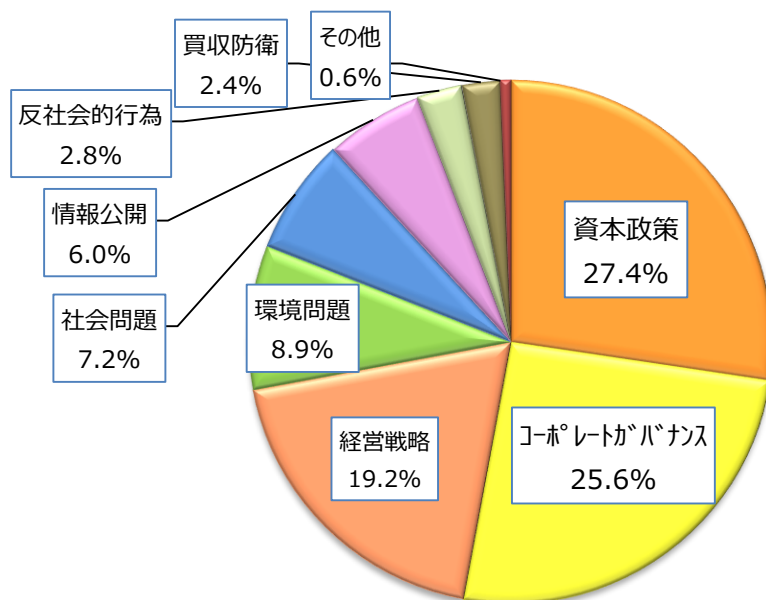
- ・ 経過的長期給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関を通じて、延べ379社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ1,393件でした。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は523件で、全体の37.5%となりました。
- ・ 前年度比で活動件数が減少している理由は、採用している一つのアクティブファンドで活動件数のカウント方法が昨年度から変更されたためであり、エンゲージメントの活動内容に大きな変更はありません。
- ・ エンゲージメントの主な内容として、資本金の増資や減資、自己株取得など資本政策に関する対話が381件と全体の27.4%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：平成30年4月～平成31年3月）

対話の内容	件数	構成比	内、経営トップとの対話	
			件数	比率
資本政策関連	381	27.4%	203	53.3%
経営戦略関連	267	19.2%	133	49.8%
環境問題関連	124	8.9%	41	33.1%
社会問題関連	100	7.2%	27	27.0%
コーポレートガバナンス関連	356	25.6%	103	28.9%
買収防衛策関連	33	2.4%	3	9.1%
情報公開関連	84	6.0%	9	10.7%
反社会的行為の防止関連	39	2.8%	4	10.3%
その他	9	0.6%	0	0.0%
総計	1,393	100.0%	523	37.5%

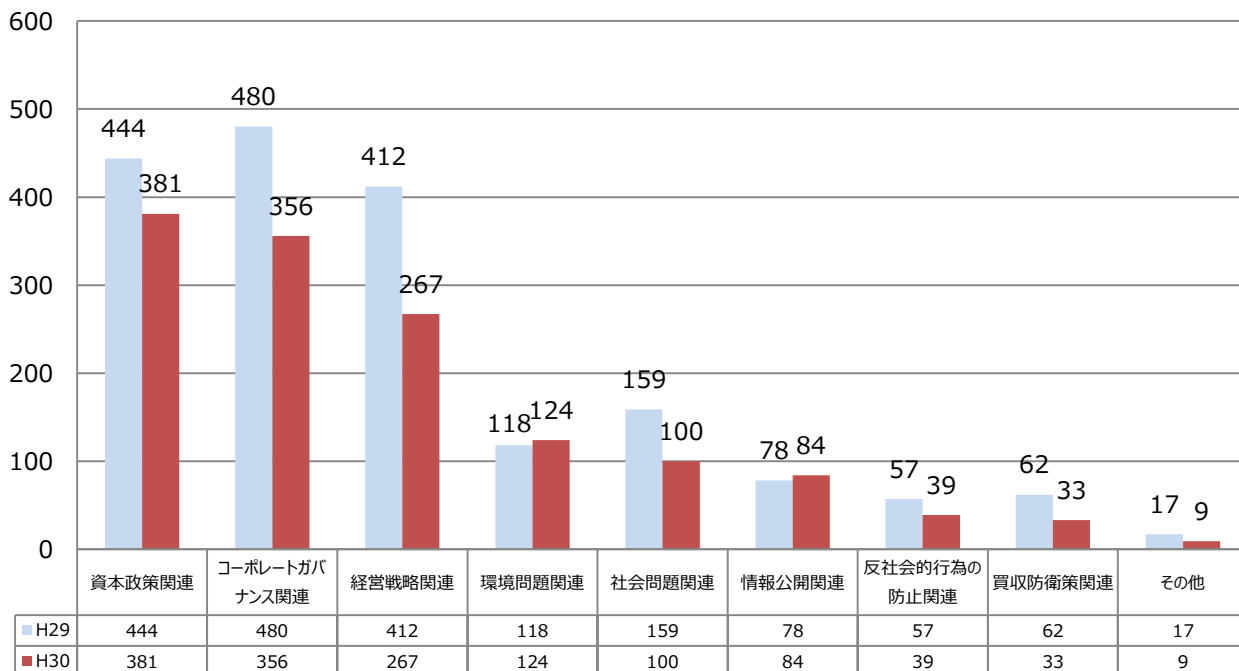
エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞

対象：平成30年4月～平成31年3月



※エンゲージメント活動件数全体（1,393件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



（２）実施のためのプロセスと自己評価

- ・ エンゲージメント活動を適切に行い、効果を上げるためには、「実施プロセス（実効性）」が重要となります。その過程は運用受託機関の考え方によりそれぞれ異なりますが、各社ともに工夫が見られました。
- ・ また、事後的にエンゲージメント活動の効果や成否の検証を行うことも重要です。都共済が国内株式運用を委託する全ての受託機関において、事後的に「自己評価」が行われていることを確認しています。また全ての受託機関において、HP上にて「自己評価」の内容の公開を行っています。

各社の取組事例は以下のとおりです。

事例	運用受託機関の取組
A (実施プロセス)	対象企業の選定プロセスについて、経営状況や時価総額といった「企業価値」の側面からと議決権で反対票を投じた先や不祥事を起こした企業といった「リスク」の側面の2点を考慮して選定を行っている。
B (実施プロセス)	対話に向けた準備段階のプロセスにおいて、持続的成長に関連が深い非財務情報について独自の評価項目を設定し、対象企業ごとに異なる課題の特定を行っている。
C (実施プロセス)	プロセス内へのESG要素の組み込みについて、社会課題の解決をいかに収益獲得機会と捉えて企業価値向上に繋げているかという点をESGの評価項目としている。
D (実施プロセス)	エンゲージメントの実行プロセスにおいては、通常のIRミーティングと違い、対象企業と議題を共有すること、一方的な質疑ではなく双方向のコミュニケーションを図ることを重視している。
E (自己評価)	運用部やコンプライアンス部門などから構成されるワーキング・グループにおいて、各原則・指針ごとに励行状況を確認し、その内容を経営陣が出席するスチュワードシップ評価委員会へ報告を行う。
F (自己評価)	エンゲージメント活動の進捗や成果をより適切に把握・管理することを目的に、評価方法やESGの課題項目を細分化を行った。

(3) 特徴的な取組み

各運用受託機関では、エンゲージメント活動の効果を高めるために様々な特徴的な取組を行っております。その一部を紹介します。

各社の取組は以下のとおりです。

環境・社会課題の解決には、投資先企業だけでなく、産官学連携等、広い意味での投資資金の流れの有機的な連携が必要であり、ESGの普及と促進のため、エンゲージメント活動のフィールドを積極的に拡大した。

エンゲージメントにおいて、都共済が示すガイドライン等と異なる判断をする場合には、当該運用会社の委員会への諮問を経ることで利益相反管理を適切に行っている。

世界共通の課題である「気候変動問題」については、Climate Action100+(※)に参加することで各国の投資家が連携してエンゲージメントを行っている。

※Climate Action100+とは、環境問題の解決に大きな影響力のあるグローバル企業と、情報開示や温室効果ガス排出量削減に向けた取組みなどについて建設的な対話を行うために、国連責任投資原則（PRI）と4つの機関投資家団体によって支援、組織された団体である。

（４）対話内容と成果（国内株式）

各運用受託機関が行った、エンゲージメント活動における対話内容と成果の事例を一部紹介いたします。

各社の取組は以下のとおりです。

対話テーマ	＜資本政策・経営戦略に関する対話＞
対話内容	当該企業は利益水準は業界平均並みであったが、ROEが5%前後とセクター平均の8%を大きく下回っていた。総資産回転率も低いことから、豊富な金融資産の有効活用と過大な自己資本が問題であると提言。また経営指標自体にROEを取り入れることを提案。

成果内容

2020年3月期より連結配当性向について、従来の40%から50%へ引き上げること、またキャッシュフローの範囲内で自己株取得を適宜実施していくことを発表。同時にROE重視戦略を発表し目標を8%に設定した。

対話テーマ	＜買収防衛策に関する対話＞
対話内容	買収防衛策として、新株発行を用いようとしていた当該企業に対して、既存株主の株式も希薄化することから、対話にて合理的な理由を添え反対を表明。また株主資本における政策保有株式比率が高いことも指摘。

成果内容

買収防衛策の非継続を発表。
政策保有株式は金額ベースで2割弱の減少、株主資本に対する割合も6%減少等の進捗が図られた。

対話テーマ	< (ESG) 環境に関する対話 >
対話内容	環境負荷の高いプラスチック製の商品構成が高い企業に対して、同社のメイン顧客である20～30代を中心にエシカル消費(※)が拡大していることから、将来的に生分解性プラスチック等の素材を検討する必要性を提案。

成果内容

環境へ配慮したビジネス展開として、顧客のニーズを確認するためにレジ袋の有料化に取り組む方針を決定した。

※エシカル消費とは、環境や社会に配慮した製品やサービスを選んで消費することです。

対話テーマ	< (ESG) ガバナンスに関する対話 >
対話内容	過去の企業買収での失敗の経験がある当該企業に対し、複数年度に渡りガバナンス体制の改善を進言。具体的には社外取締役の増員を提案を行う。

成果内容

社外取締役を2名増員し社外比率を高めた。
また女性の取締役を初めて選任したことで経営の多様化の推進にも繋がった。

4 株主議決権の行使状況（外国株式）

（1）議決権行使結果

① 厚生年金保険給付組合積立金

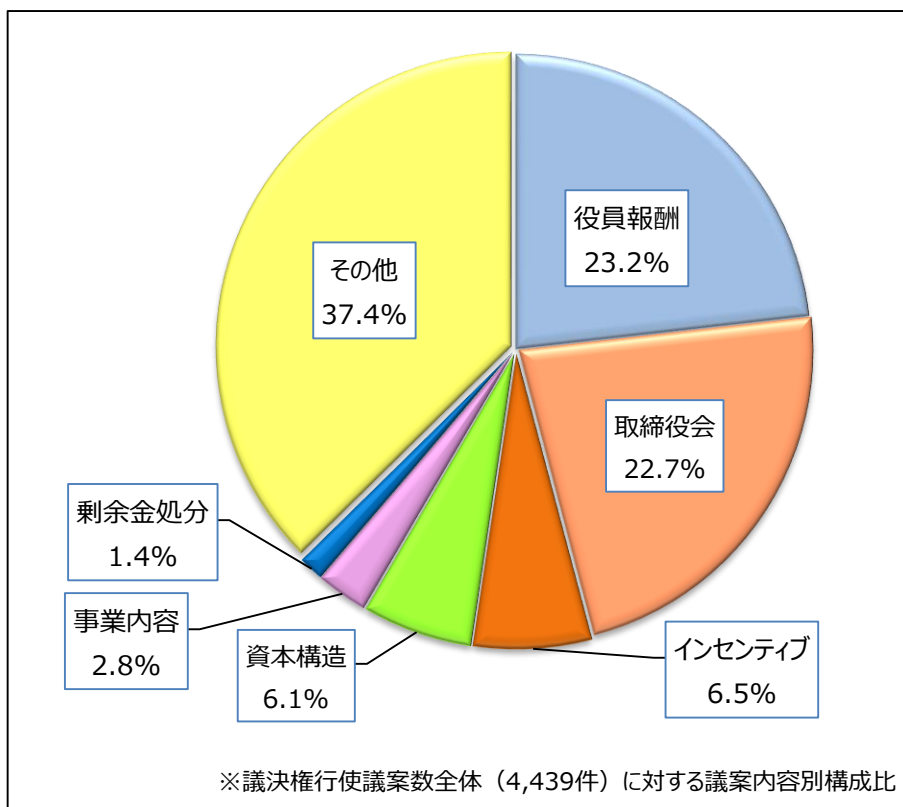
厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関2社を通じて、平成30年4月～平成31年3月に決算を迎えた企業延べ990社に対して、株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ4,439議案でした。

全4,439議案のうち、反対行使は597議案、反対比率は13.4%（前年度比+0.2ポイント）でした。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付積立金） 対象：平成30年4月～平成31年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対	
		構成比		比率		比率
総計	4,439	100.0%	3,842	86.6%	597	13.4%
うち会社提案に関するもの	3,907	88.0%	3,472	88.9%	435	11.1%
うち株主提案に関するもの	532	12.0%	370	69.5%	162	30.5%
内訳	4,439	100.0%	3,842	86.6%	597	13.4%
取締役会・取締役に関する議案	1,007	22.7%	823	81.7%	184	18.3%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	-	0	-
役員報酬等に関する議案	1,030	23.2%	888	86.2%	142	13.8%
剰余金の処分に関する議案	61	1.4%	61	100.0%	0	-
資本構造に関する議案	269	6.1%	215	79.9%	54	20.1%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	30	0.7%	30	100.0%	0	0.0%
うち増減資に関するもの	121	2.7%	80	66.1%	41	33.9%
うち第三者割当に関するもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	83	1.9%	73	88.0%	10	12.0%
事業内容の変更等に関する議案	125	2.8%	111	88.8%	14	11.2%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	287	6.5%	248	86.4%	39	13.6%
その他議案	1,660	37.4%	1,496	90.1%	164	9.9%

厚生年金保険給付組合積立金 議案内容別構成比



② 経過的長期給付組合積立金

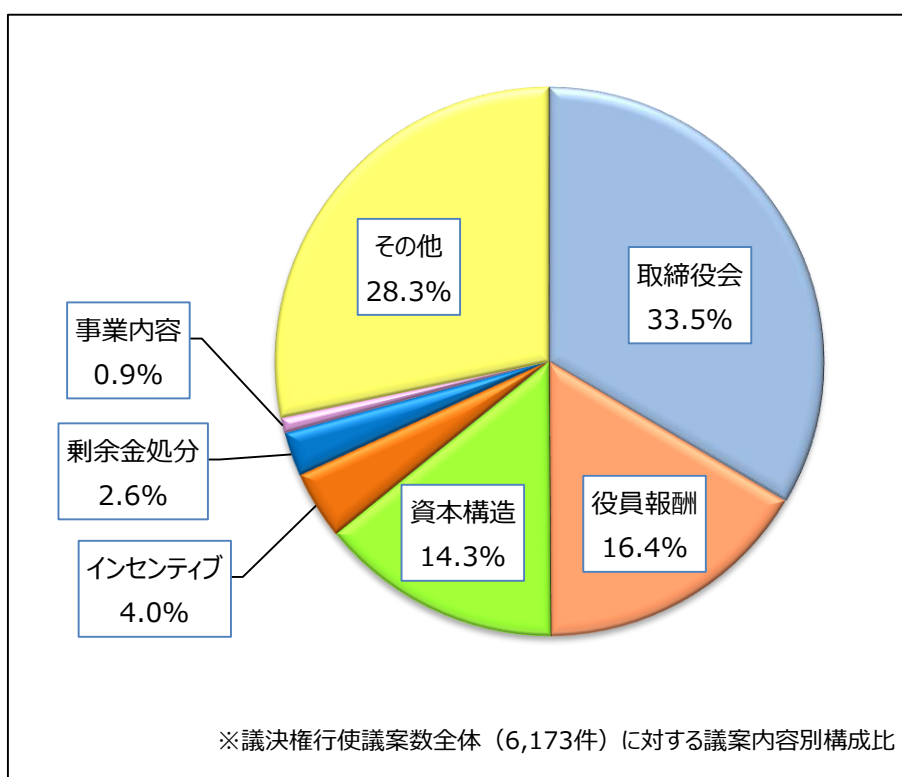
経過的長期給付調整積立では、外国株式の運用受託機関1社を通じて、平成30年4月～平成31年3月に決算を迎えた企業延べ951社に対して、株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ6,173議案でした。

全6,173議案のうち、反対行使は551議案、反対比率は8.9%（前年度比+0.5ポイント）でした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金） 対象：平成30年4月～平成31年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対	
		構成比		比率		比率
総計	6,173	100.0%	5,622	91.1%	551	8.9%
うち会社提案に関するもの	5,757	93.3%	5,350	92.9%	407	7.1%
うち株主提案に関するもの	416	6.7%	272	65.4%	144	34.6%
内訳	6,173	100.0%	5,622	91.1%	551	8.9%
取締役会・取締役に関する議案	2,067	33.5%	1,876	90.8%	191	9.2%
監査役会・監査役に関する議案	1	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
役員報酬等に関する議案	1,013	16.4%	877	86.6%	136	13.4%
剰余金の処分に関する議案	160	2.6%	160	100.0%	0	0.0%
資本構造に関する議案	883	14.3%	798	90.4%	85	9.6%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	170	2.8%	162	95.3%	8	4.7%
うち増減資に関するもの	408	6.6%	367	90.0%	41	10.0%
うち第三者割当に関するもの	1	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	197	3.2%	187	94.9%	10	5.1%
事業内容の変更等に関する議案	56	0.9%	56	100.0%	0	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	248	4.0%	212	85.5%	36	14.5%
その他議案	1,745	28.3%	1,642	94.1%	103	5.9%

経過的長期給付組合積立金 議案内容別構成比



（２）議案内容毎の行使事例（外国株式）

① 取締役会・取締役に関する議案

取締役の独立性に関する議案等が主なテーマとなっています。反対比率は水準としては低いものの、厚生年金保険給付組合積立金（前年度比+ 2. 7ポイント）、経過的長期給付組合積立金（前年度比+ 0. 8ポイント）ともに前年度から、わずかに上昇しました。

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 社外取締役の独立性が不十分であるため
- ◆ 複数の上場会社で取締役を兼職しているため
- ◆ 取締役会または委員会等への出席率が低かったため
- ◆ 議決権格差のある株式構造を長期に亘り放置しているため
- ◆ サンセット条項の適否を株主総会に諮っていないため

② 役員報酬等に関する議案

報酬額にそのものに関して、また内容に関する情報開示についての反対行使事例が目立ちました。反対比率は厚生年金保険給付組合積立金（前年度比+ 3. 7ポイント）、経過的長期給付組合積立金（前年度比+ 3. 0ポイント）ともに前年度から、上昇しました。

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ CEO就任時に支給される株式報酬枠が大きく、権利確定条件も不明確であったため
- ◆ CEO退職時に無条件で退職報酬が支払われる制度となっていたため
- ◆ 役員報酬金額が同業他社比で著しく高水準であったため
- ◆ 業績連動性が不十分でインセンティブが働きにくい制度となっていたため

③ 資本構造に関する議案

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 自己株式取得上限が過大であったため
- ◆ 自己株式の売り出しについて、株式 1 株当たりの価値が下がる懸念があったため
- ◆ 新株引受権の無い証券の発行に関して、株式 1 株当たりの価値が下がる懸念があったため

④ 事業内容の変更等に関する議案

反対比率は前年度より大きな変化はありませんでした。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 株主価値向上に寄与しないと思われるため

⑤ 役職員のインセンティブ向上に関する議案

報酬額そのものに対する反対行使事例が散見されました。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 報酬に関する情報開示が不十分であるため
- ◆ 報酬が同業他社比で著しく高水準であるため
- ◆ 株式報酬制度の導入について、制度に係るコストが過大であったため

⑥ その他議案

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 経営権変更時に現取締役を支払われる報酬が過大であったため
- ◆ 臨時総会招集権が発生する株式保有比率について、会社提案比率が高いと判断したため
- ◆ 外部監査人について、非監査報酬が過大に支払われており独立性に問題があると判断したため

5 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

（1）エンゲージメント活動件数

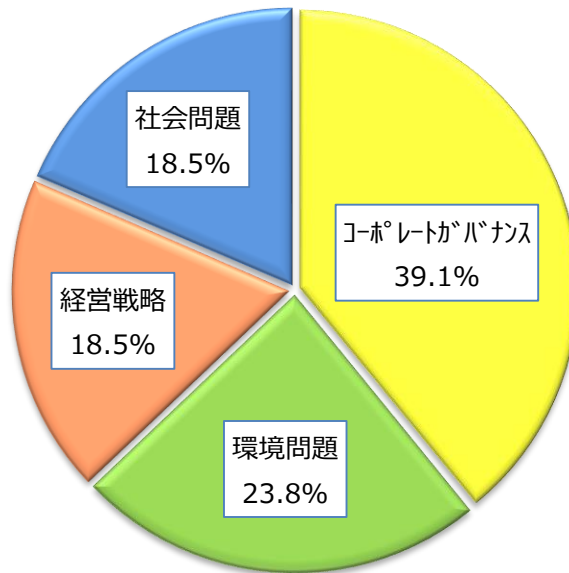
① 厚生年金保険給付組合積立金

- ・ 厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、延べ414社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ1,289件で前年度から+29.8%増加しました。
- ・ エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が504件と全体の39.1%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：平成30年4月～平成31年3月）

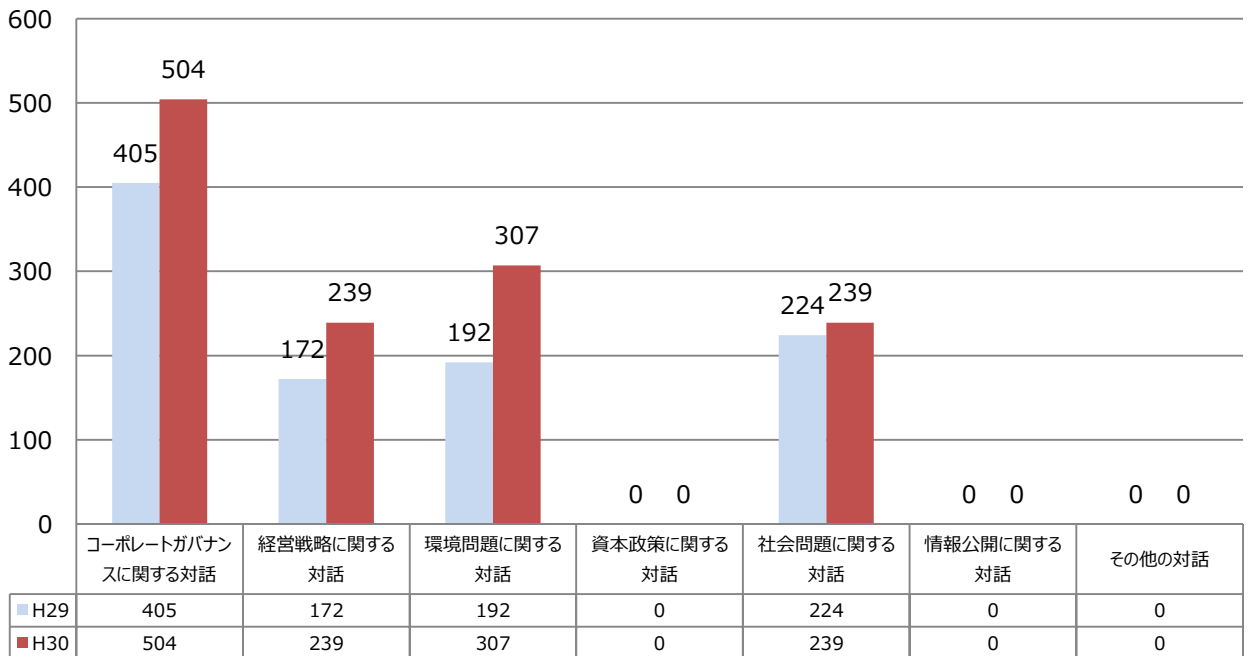
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話	
		構成比		比率
コーポレートガバナンスに関する対話	504	39.1%	0	0.0%
経営戦略に関する対話	239	18.5%	0	0.0%
環境問題に関する対話	307	23.8%	0	0.0%
資本政策に関する対話	0	0.0%	0	0.0%
社会問題に関する対話	239	18.5%	0	0.0%
情報公開に関する対話	0	0.0%	0	0.0%
その他の対話	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,289	100.0%	0	0.0%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：平成30年4月～平成31年3月



※エンゲージメント活動件数全体（1,289件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



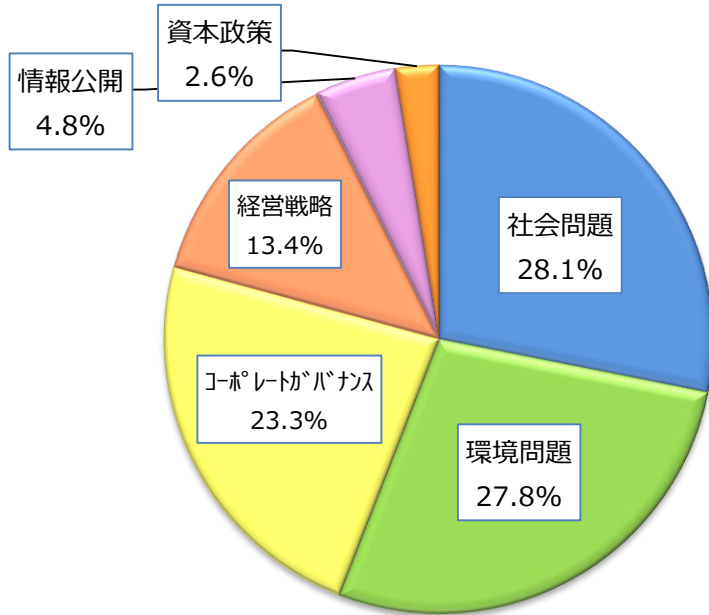
② 経過的長期給付組合積立金

- ・ 経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、延べ150社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ313件で前年度から+27.2%増加しました。
- ・ エンゲージメントの主な内容として、雇用関連など社会問題に関する対話が381件と全体の28.1%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：平成30年4月～平成31年3月）

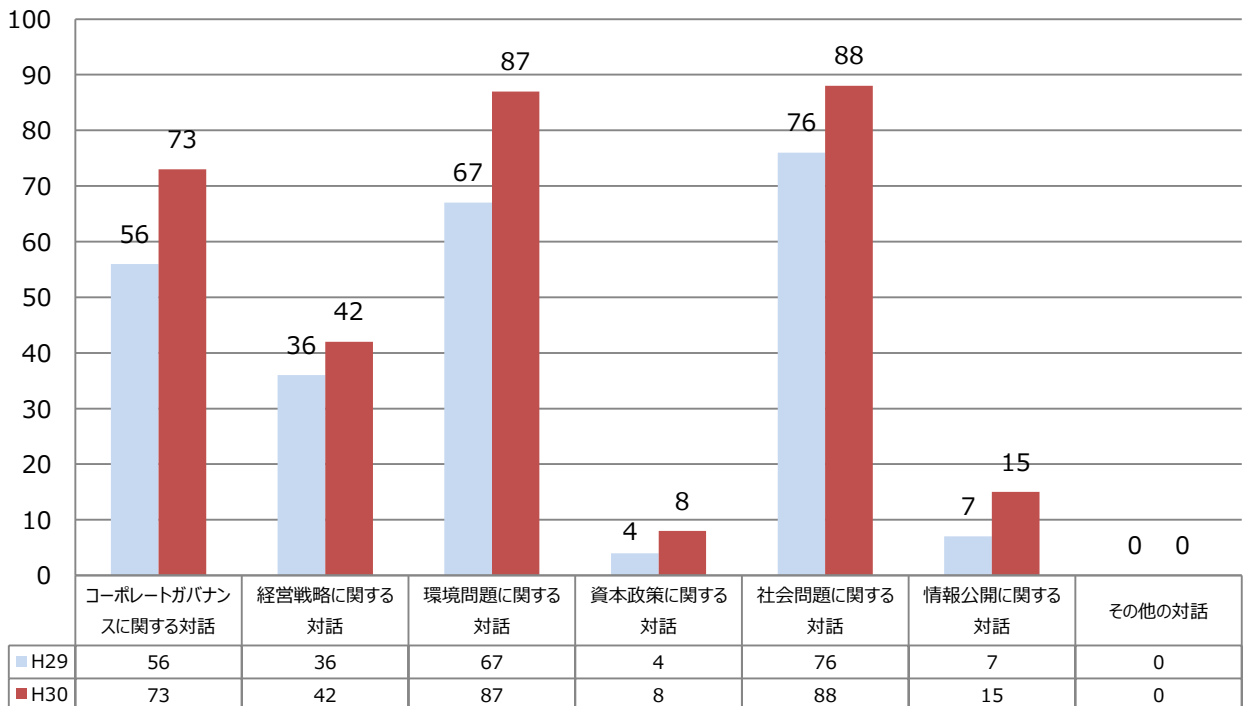
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話	
		構成比		比率
コーポレートガバナンスに関する対話	73	23.3%	2	22.2%
経営戦略に関する対話	42	13.4%	1	11.1%
環境問題に関する対話	87	27.8%	4	44.4%
資本政策に関する対話	8	2.6%	1	11.1%
社会問題に関する対話	88	28.1%	1	11.1%
情報公開に関する対話	15	4.8%	0	0.0%
その他の対話	0	0.0%	0	0.0%
総計	313	100.0%	9	100.0%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：平成30年4月～平成31年3月



※エンゲージメント活動件数全体（313件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



（４）対話内容と成果（外国株式）

各運用受託機関が行った、エンゲージメント活動における対話内容と成果の事例を一部紹介いたします。

各社の取組は以下のとおりです。

対話テーマ	＜経営戦略・（ESG）ガバナンスに関する対話＞
対話内容	過去に2度に渡って発生した、当該企業が所有・管理する構造物の決壊事故について、リスク管理体制の改善やモニタリングの強化を急ぐことを提案。

成果内容

各種モニタリング体制を大幅に強化すること、大規模事故発生時に円滑に対応ができる独立した危機委員会を創設予定である等、リスク管理体制が強化された。また事故リスクの高い工法の廃止に向け取り組んでいることを確認した。

対話テーマ	＜（ESG）社会に関する対話＞
対話内容	ジェンダー間の賃金格差問題について、女性の方が男性より賃金の高い上級職に就く割合が低いことへの企業側の対応改善を提案。

成果内容

女性のキャリアパスや柔軟性のある働き方を支援すること、また2020年までに取締役会で3割を女性にする目標を確認した。

対話テーマ	< (ESG) 環境に関する対話 >
対話内容	当該企業は、石炭事業のウェイトが高いことから、今後の低炭素社会に向けて対応する必要があること、また気候変動をもたらすガス排出において大きなインパクトを与える企業であるため、パリ合意の水準を満たす排出削減計画の開示と実施を提案。

成果内容

企業方針として、石炭事業については、現状から生産量は増加させず、製品の高品質化を図ることで収益性を高め、同時に気候変動対応を行っていくとの回答を得た。またパリ合意の水準を満たす温室効果ガスの排出削減計画を発表した。

対話テーマ	< (ESG) ガバナンスに関する対話 >
対話内容	営業担当者の贈収賄事案の摘発が相次いだ企業について、新興諸国をはじめとしたグローバル展開においては、コンプライアンス体制の構築が難しいが、その対応方法を求めた。

成果内容

成果主義への行き過ぎを抑制するため、奨励金の割合を軽減するとともに、行動規範を確りと定め教育を徹底するようシフトしている。特に新興諸国における重点エリアにおいては、不祥事発生時のマネジャーを交代し、担当者のコンプライアンス教育の徹底を図っていくと発表をした。

6 令和元年度の取り組みの総括

(1) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項

【 国内株式 】

株主議決権行使

都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行われていることを確認しました。また都共済のガイドラインの原則と異なる議決権行使を行っている事例においても、その理由が明確かつ合理的である旨を確認しました。

昨今、企業ガバナンスが問題となる不祥事が増えてきており、社外取締役や監査役の役割が益々重要となる中、それに対応する議案や反対行使事例が目立ちました。

エンゲージメント

運用受託機関各社とも、創意工夫をしながら持続的な企業価値の向上を目指した、中長期の視点に立ったエンゲージメント事例が多数見られました。企業との双方向の対話を踏まえた成功事例も複数確認しました。

また、年々ESGに関連するエンゲージメントが増えて来ており、運用受託機関もそれに対応するために、ESG担当者の拡充、気候変動問題に対応するため「Climate Action100+」への参加等といった体制強化が見られました。

【 外国株式 】

株主議決権行使

運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行われていることを確認しました。また都共済のガイドライン原則と異なる議決権行使を行っている事例はありませんでした。

取締役の選任や役員報酬に関する議案の反対行使の割合が増加しました。

また一部の運用受託機関では外部の議決権行使サービス会社の拡充を図る等、今後の体制強化の対応が見られました。

エンゲージメント

運用受託機関において、昨年度より体制を強化したことから、厚生年金保険給付組合積立金、経過的長期給付組合積立金ともにエンゲージメント件数は大きく上昇しました。

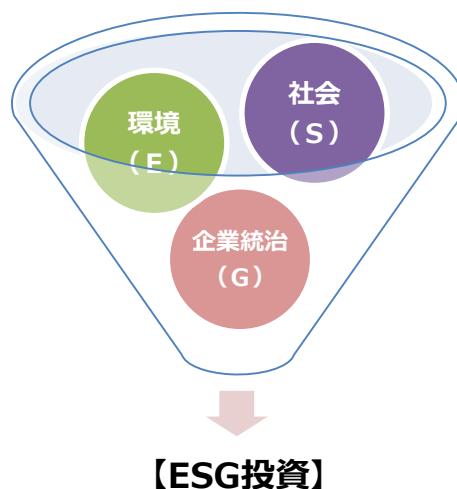
また運用受託機関各社とともに、今後は海外でのエンゲージメント活動の更なる強化を図っていくとの報告を受けております。具体的には、現地に専任の担当者を常駐させる、またスチュワードシップ活動において、長い経験を持つ海外企業と提携しノウハウを学ぶといった実施例を確認しました。

(2) ESGファンドの採用について

都共済は、令和元年10月15日より国内株式の運用において、ESG投資を開始しました。これは持続可能な社会の実現に取り組む企業に投資し、社会的要請に応えるためです。採用したファンドを通して、より一層スチュワードシップ活動にも力を入れていきます。

ESG投資とは

投資判断の中で、「環境 (Environment)」「社会 (Society)」「企業統治 (Governance)」といった三つの領域にある諸問題に関する非財務情報を取り上げ、意思決定プロセスに組み込む投資手法のことです。



以下、具体的な投資内容と各ファンドの概要になります。

投資内容	国内株式 3ファンド 【合計 110億円】
採用した各ファンドの特色	<p><ファンド①> ・ ESGモデルを活用し、環境 (E)、社会 (S)、企業統治 (G) を均等に評価して投資 企業を選定</p> <p><ファンド②> ・ 「働きやすさ」という社会性 (S) のテーマに優れた企業に投資</p> <p><ファンド③> ・ 環境 (E) を高く評価した企業を中心に投資</p>

7 今後の取り組み

都共済は、「被保険者に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすために、今後も以下の内容を中心にスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

<各原則等の改定について>

都共済の定める「コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン」について、法令の改正や社会情勢等を考慮しながら必要に応じて適宜、改定を行います。

<効果的なモニタリングの実施>

運用受託機関のスチュワードシップ活動に対して、整合性が取れているか効果的にモニタリングを実施し、また国内外の企業に対する積極的なエンゲージメント活動の強化を働きかけていきます。

<他の公的年金との連携について>

スチュワードシップ活動の効率化を高めるために、地方公務員共済組合連合会や他の公的年金等と意見交換や連携強化に努めていきます。

<ESG投資について>

新たに採用したESGファンドについて、運用会社と適切にコミュニケーションを図りスチュワードシップ活動にも生かすとともに、ESG投資を取り巻く状況や運用実績等を考慮し、投資拡大も検討していきます。

8 資料集

(1) スチュワードシップ活動に関する方針

平成26年 8月25日制定
平成29年11月30日改定

① 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）はここに日本版スチュワードシップ・コード（平成29年5月29日改訂）の各原則を受け入れる旨を表明する。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、議決権の行使、エンゲージメント、ESG投資など実効的なスチュワードシップ活動に積極的に取り組む必要がある。
- その際、市場全体に幅広く投資を行っているという特徴から、長期的に必要な利回りを確保するには、市場全体の持続的・安定的成長を促す必要がある。
- また、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えている。
- このような考えのもと、都共済は、「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン」を策定し、運用受託機関との契約にあたって、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう、明示している。
- 都共済は、運用受託機関のスチュワードシップ活動が、上記都共済の方針に沿ったものであるか確認するため、スチュワードシップ活動の取り組みの「質」に重点をおいたモニタリングを実施していく。

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、議決権行使等を直接行わず、運用受託機関を通じて行うこととしている。
- 都共済は、運用受託機関の議決権行使における利益相反の発生回避に関する方針を「株主議決権行使ガイドライン」に定めて公表している。
- 都共済は、報告やヒアリングを通じて、運用受託機関において適切なガバナンス体制が構築されているかとともに、利益相反の発生が的確に回避されているかどうかをモニタリングしている。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況を的確に把握することを求め、その状況について、定期的にモニタリングを行っている。

原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 都共済は、運用受託機関が投資先企業に対して行うエンゲージメントが実効的かどうかをモニタリングすることを通じて、運用受託機関によるエンゲージメントの実施状況を把握している。
- 都共済は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めている。

原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 都共済は、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長のために、「株主議決権行使ガイドライン」を策定し、議決権行使に関する方針を示した上で、個別の議案への対応については運用受託機関が議決権行使を行うこととしている。
- 個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使の結果については、運用受託機関に公表するように求め、公表をしない運用受託機関に対しては、その理由の説明を求めている。
- 都共済は、運用受託機関による議決権行使について、「株主議決権行使ガイドライン」に沿った行使がされているかどうかモニタリングすることを通じて、運用受託機関の実施状況を把握している。また、把握した議決権行使の結果については、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表している。

原則6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 都共済は、スチュワードシップ活動について、運用実績等に係る年次報告書（運用報告書）や組合員向けの広報誌での報告に加え、スチュワードシップ活動に特化した年次報告書を公表し、これらをホームページにおいて随時閲覧できるようにしている。
- 「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」や「株主議決権行使ガイドライン」についてもホームページで随時参照することが可能となっている。

原則7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 都共済は、本コードの各原則の実施状況を定期的にレビューし、将来のスチュワードシップ活動がより適切になるように努めている。
- このため、都共済は、スチュワードシップ活動のためのノウハウの蓄積や人材育成に取り組む。また、運用受託機関に対しても、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるとともに、スチュワードシップ活動の実効性の向上に向けて工夫と改善を図るべきことを求めている。

②東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則（抜粋）

平成26年 8月25日制定
平成27年10月 1日改定

1 趣旨

東京都職員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員の利益のため、実質的な株主の1人として、その財産たる株式の長期的な価値の向上に必要な企業統治（コーポレートガバナンス）の在り方についてここに定める。

2 コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

（1）組合の基本的視点

組合は、地方公務員共済制度の中で厚生年金保険給付組合積立金、経過的長期給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金を運用するという役割を担っており、他の公的年金と同様に忠実義務及び注意義務から成る受託者責任を負っていると考えられる。

組合が株式を保有する目的は、株式保有を通じて長期的にその財産価値を増殖し、組合員の利益に資することに他ならない。このため、組合は、他の多くの株主と同様に、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものであり、万が一、株主価値の増大が見込まれない場合には、受託者責任を果たすために株主価値増大に必要な経営を求めていく。

さらに、組合は公的年金の一つとして社会的責任を果たしていくことが求められていると考えられ、この意味においてもコーポレートガバナンスの向上に積極的に取り組むことが必要である。

平成27年10月 1日制定
平成30年 7月19日改定

③ 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針（抜粋）

※「経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針」も同じ内容になります

Ⅱ 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

3 スチュワードシップ責任を果たすための対応

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使する。組合が個別に行使の指図を行う場合には、組合は、受託機関が当該指図に従い行使するよう指示するものとし、個別に行使の指図を行わない場合には、組合は、受託機関に対し、組合の制定するコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、組合の制定する株主議決権行使ガイドラインに則って行使させる。また、組合は受託機関に議決権行使の状況等について報告を求める。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）及びコーポレートガバナンス・コード（平成27年6月1日株式会社東京証券取引所）を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を随時見直すとともに、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

また、組合は、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、他の実施機関、他の管理運用主体等と意見交換を行うことやそのための場を設けることを検討する。

*全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

④ 株主議決権行使ガイドライン (国内株式) (抜粋)

平成26年 8月25日制定
平成30年 3月 1日改定

I 総則

1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（国内株式）（以下「国内株式ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当面は原則として具体的な議決権行使の判断は、この国内株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合は、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。都共済はまた、貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保すべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

なお、都共済で、統一的に行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

都共済は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、その企業に即したより適切な判断を行うことを期待する。また、企業経営の監督及び執行に重要な役割を果たす取締役の選任議案においては、取締役会の構造、企業業績、資本効率性、社会的責任、株主総会運営、情報開示等に対する取締役の姿勢等を総合的に評価して議決権を行使するものとする。

受託者責任の観点から判断を明確にすることが望ましいこと及び法的効果として実質的に変わらないことに鑑み、具体的な議決権行使において、「棄権」や「白紙委任」は原則として採らないものとする。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとする。

* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

④ 株主議決権行使ガイドライン (外国株式) (抜粋)

平成30年 3月 1日制定

I 総則

1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（外国株式）（以下「外国株式ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当分の間、具体的な議決権行使の判断は、原則としてこの外国株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合には、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。また、都共済は貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

なお、都共済で統一的行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

都共済は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、よりその企業に即した適切な判断を行うことを期待する。また、企業経営の監督及び執行に重要な役割を果たす取締役の選任議案においては、取締役会の構造、企業業績、資本効率性、社会的責任、株主総会運営、情報開示等に対する取締役の姿勢等を総合的に評価して議決権を行使するものとする。

都共済は、投資先の諸外国及び市場におけるコーポレートガバナンスの制度を尊重するが、ガイドラインでは、投資家としての都共済が求める普遍的な事柄について、議決権行使における考え方を定めるものである。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとするが、議決権を行使することが受託者において運用に制約をもたらすと判断される場合や、議決権行使が實際上難しい場合等については、受託者における「不行使」の判断を必ずしも妨げるものではない。

* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

(2) 令和元年度 スチュワードシップ活動に関する質問票

① 国内株式

No.	報告内容
【スチュワードシップ活動全般について】	
Q1	①日本版スチュワードシップ・コードの受入表明・スチュワードシップ活動の方針、②スチュワードシップ活動の自己評価をファイルで添付してください。 ※受入表明・活動方針について、前年度からの変更点に加えて、今後変更を検討している点があれば、変更内容と理由をご回答ください。 また、日本版スチュワードシップ・コードの原則・指針のうち、実施していない原則・指針がある場合は、③その原則・指針の内容と④実施しない理由をご回答ください。
Q2	スチュワードシップ責任を果たすにあたっての体制等（①スチュワードシップ活動専門部署、②アナリスト部署、③運用担当部署の部署名・担当者数・平均経年数・役割）について、ご回答ください。 また、④監督機能を担う組織・会議体も含めた体制の全体像について、具体的にご回答ください。
Q3	スチュワードシップ活動における利益相反管理の方針・プロセスについて、具体的にご回答ください。
Q4	スチュワードシップ責任を果たすうえで、認識している課題等があればご回答ください。
Q5	東京都職員共済組合（以下、「都共済」という。）のスチュワードシップ活動への提言等があればご回答ください。
【議決権行使について】	
Q6	貴社名およびファンドに関する情報、議決権行使の対象企業数および行使の結果をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください。
Q7	貴社の直近の議決権行使ガイドラインをファイルで添付してください。 また、ガイドライン以外に内規等がある場合、そのファイルも添付してください。
Q8	都共済委託口座に係る具体的な議決権行使基準（以下「口座基準」という。）について、ご回答ください。
Q9	①貴社の議決権行使のプロセスについて、ご回答ください。 都共済の株主議決権行使ガイドライン（都共済ガイドライン）を遵守し、企業の状況に即した（機械的ではない。）議決権行使を行うという視点から、口座基準の各議案への適用プロセス、エンゲージメントの議決権行使への反映プロセスが分かるようにご回答ください。 また、②議決権行使プロセスに関する自己評価と③今後の見直し検討事項についてもご回答ください。 ※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的にご回答ください。
Q10	外部の議決権行使サービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容、③利用している理由についてご回答ください。 また、④個別議案の行使に係る助言を受けている場合は、助言内容の検証方法についてもご回答ください。
Q11	企業へのエンゲージメントを踏まえ、都共済ガイドラインの原則と異なる議決権行使を行った事例があれば、概要を最大10件ご回答ください。
Q12	議決権行使案および議決権行使結果の妥当性検証に関する本年度のPDCA実施内容（①議決権行使案および議決権行使結果の妥当性検証に関する本年度の方針、②方針を踏まえた本年度の具体的実施事項、③本年度実施事項に関する振り返り・自己評価、④今後の見直し検討事項）について、具体的にご回答ください。 ※PDCAに関する部署・組織体が分かるようにご回答ください（社外者を含む部署・組織体については、その旨明記してください。）
Q13	口座基準の検証・改善に関する本年度のPDCA実施内容（①口座基準の検証・改善に関する本年度の方針、②方針を踏まえた本年度の具体的実施事項、③本年度実施事項に関する振り返り・自己評価、④今後の見直し検討事項）について、具体的にご回答ください。 ※PDCAに関する部署・組織体が分かるようにご回答ください（社外者を含む部署・組織体については、その旨明記してください。）
Q14	議決権行使とエンゲージメントの一体的運用（株主総会前のエンゲージメント、議決権行使結果のフィードバック）に関する本年度の具体的事例を最大5件ご回答ください。
【反社会的行為を行った企業への対応について】	
Q15	①反社会的行為を行った企業の把握方法を具体的にご回答ください。 ②また、反社会的行為として認識するための基準について具体的にご回答ください。
Q16	反社会的行為を行った、貴社当該ファンドで投資している企業への対応についてご回答ください。 ※該当する全企業の事例を列挙してください。
【エンゲージメントについて】	
Q17	貴社当該ファンドにおける①エンゲージメントの目的・方針を具体的にご回答ください。 併せて、②時価総額下位の企業、対話に消極的な企業または資本市場に問題意識のない企業へのエンゲージメントの考え方（方針）、③ESG情報の活用方針・活用方法についてご回答ください。 加えて、④政策保有株式に関するエンゲージメントの考え方（方針）と⑤政策保有株式に関するエンゲージメントを行う上での現状または今後生じるかもしれない課題についてご回答ください。 また、エンゲージメントの目的に沿って、企業以外の主体への働き掛けを行っている場合、⑥当該取組の内容をご回答ください。
Q18	貴社当該ファンドの個別企業に対する①エンゲージメント実施プロセスについて、具体的にご回答ください。 また、②エンゲージメント実施プロセスに関する自己評価と③今後の見直し検討事項についてもご回答ください。 ※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的にご回答ください。
Q19	外部のエンゲージメントサービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容、③利用している理由についてご回答ください。
Q20	貴社当該ファンドの個別企業に対するエンゲージメントの①効果検証方法、②効果検証方法に関する課題、③課題を踏まえた今後の見直し検討事項について、具体的にご回答ください（パフォーマンスに関する定量的な検証に限定するものではなく、定性的な検証も含みます。）
Q21	貴社当該ファンドの本年度に実施したエンゲージメントの具体的事例を、最大5件ご回答ください（政策保有株式およびESGに関する事例を少なくとも1件ずつ含めてください。） 企業との対話内容については、企業との対話場面・相手・内容、また、企業の反応やそれに対する貴社対応等ご回答ください。 また、当該エンゲージメント活動の成果とそれに対する自己評価についてご回答ください。
Q22	貴社当該ファンドの本年度に実施したエンゲージメント活動について、対象企業数および主な対話の件数をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください（対話件数には、アンケートやセミナー、大人数が集まるカンファレンスは含めません。）
Q23	エンゲージメント等の取組について、貴社当該ファンドにおいて特筆（アピール）することがありましたら、ご回答ください。

② 外国株式

No.	報告内容
【スチュワードシップ活動全般について】	
Q1	スチュワードシップ責任を果たすにあたっての①方針、体制等（②スチュワードシップ活動専門部署、③アナリスト部署、④運用担当部署の部署名・担当者数・平均経験年数・役割）について、ご回答ください。 また、⑤監督機能を担う組織・会議体も含めた体制の全体像について、具体的に回答ください。 ※①方針については、文書化されたものがある場合は、別ファイルでご提出ください。
Q2	スチュワードシップ活動における利益相反管理の方針・プロセスについて、具体的に回答ください。
Q3	スチュワードシップ責任を果たすうえで、認識している課題等があればご回答ください。
Q4	東京都職員共済組合（以下、「都共済」という。）のスチュワードシップ活動への提言等があればご回答ください。
【議決権行使について】	
Q5	貴社名およびファンドに関する情報、議決権行使の対象企業数および行使の結果をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください。
Q6	貴社の直近の議決権行使ガイドラインをファイルで添付してください。 また、ガイドライン以外に内規等がある場合、そのファイルも添付してください。
Q7	都共済委託口座に係る具体的な議決権行使基準（以下「口座基準」という。）について、ご回答ください。
Q8	①貴社の議決権行使のプロセスについて、ご回答ください。 都共済の株主議決権行使ガイドライン（都共済ガイドライン）を遵守し、企業の状況に即した（機械的ではない。）議決権行使を行うという視点から、口座基準の各議案への適用プロセス、エンゲージメントの議決権行使への反映プロセスが分かるようにご回答ください。 また、②議決権行使プロセスに関する自己評価と③今後の見直し検討事項についてもご回答ください。 ※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的に回答ください。
Q9	外部の議決権行使サービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容、③利用している理由についてご回答ください。 また、④個別議案の行使に係る助言を受けている場合は、助言内容の検証方法についてもご回答ください。
Q10	企業へのエンゲージメントを踏まえ、都共済ガイドラインの原則と異なる議決権行使を行った事例があれば、概要を最大10件ご回答ください。
Q11	議決権行使案および議決権行使結果の妥当性検証に関する本年度のPDCA実施内容（①議決権行使案および議決権行使結果の妥当性検証に関する本年度の方針、②方針を踏まえた本年度の具体的実施事項、③本年度実施事項に関する振り返り・自己評価、④今後の見直し検討事項）について、具体的に回答ください。 ※PDCAに関与する部署・組織体が分かるようにご回答ください（社外者を含む部署・組織体については、その旨明記してください。）
Q12	口座基準の検証・改善に関する本年度のPDCA実施内容（①口座基準の検証・改善に関する本年度の方針、②方針を踏まえた本年度の具体的実施事項、③本年度実施事項に関する振り返り・自己評価、④今後の見直し検討事項）について、具体的に回答ください。 ※PDCAに関与する部署・組織体が分かるようにご回答ください（社外者を含む部署・組織体については、その旨明記してください。）
Q13	議決権行使とエンゲージメントの一体的運用（株主総会前のエンゲージメント、議決権行使結果のフィードバック）に関する本年度の具体的事例を最大5件ご回答ください。
Q14	都共済委託口座において、議決権行使対象国において不行使とした企業があれば、企業名と不行使となった理由をご回答ください。 ※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
Q15	運用の外部委託を行っている場合、外部委託先の議決権行使全般に係る貴社のモニタリングの①体制、②プロセス、③内容についてご回答ください。
【反社会的行為を行った企業への対応について】	
Q16	①反社会的行為を行った企業の把握方法を具体的に回答ください。 ②また、反社会的行為として認識するための基準について具体的に回答ください。
Q17	反社会的行為を行った、貴社当該ファンドで投資している企業への対応についてご回答ください。 ※該当する全企業の事例を列挙してください。
【エンゲージメントについて】	
Q18	貴社当該ファンドにおける①エンゲージメントの目的・方針を具体的に回答ください。 併せて、②時価総額下位の企業、対話に消極的な企業または資本市場に問題意識のない企業へのエンゲージメントの考え方（方針）、③ESG情報の活用方針・活用方法についてご回答ください。 また、エンゲージメントの目的に沿って、企業以外の主体への働き掛けを行っている場合、④当該取組の内容をご回答ください。
Q19	貴社当該ファンドの個別企業に対する①エンゲージメント実施プロセスについて、具体的に回答ください。 また、②エンゲージメント実施プロセスに関する自己評価と③今後の見直し検討事項についてもご回答ください。 ※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的に回答ください。
Q20	外部のエンゲージメントサービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容、③利用している理由についてご回答ください。
Q21	貴社当該ファンドの個別企業に対するエンゲージメントの①効果検証方法、②効果検証方法に関する課題、③課題を踏まえた今後の見直し検討事項について、具体的に回答ください（パフォーマンスに関する定量的な検証に限定するものではなく、定性的な検証も含みます。）
Q22	貴社当該ファンドの本年度に実施したエンゲージメントの具体的事例を、最大10件ご回答ください（ESGに関する事例を少なくとも1件含めてください。） 企業との対話内容については、企業との対話場面・相手・内容、また、企業の反応やそれに対する貴社対応等ご回答ください。 また、当該エンゲージメント活動の成果とそれに対する自己評価についてご回答ください。
Q23	貴社当該ファンドの本年度に実施したエンゲージメント活動について、対象企業数および主な対話の件数をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください（対話件数には、アンケートやセミナー、大人数が集まるカンファレンスは含めません。）
Q24	運用の外部委託を行っている場合、外部委託先のエンゲージメント活動全般に係る貴社のモニタリングの①体制、②プロセス、③内容についてご回答ください。
Q25	エンゲージメント等の取組について、貴社当該ファンドにおいて特筆（アピール）することがありましたら、ご回答ください。

交通のご案内



〒162-0052

東京都新宿区戸山3-17-1 東京都戸山庁舎

◆管理部

◆年金保険部

◆事業部（健康増進課・シティ・ホール診療所を除く）
（左記の地図を参照）

※健康増進課・シティ・ホール診療所は東京都庁舎内

（電車）

- ・東京メトロ副都心線「西早稲田駅」
早大理工方面改札 エレベーター口 下車徒歩約1分
- ・JR山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線
「高田馬場駅」下車 徒歩約15分
- ・都営地下鉄大江戸線「東新宿駅」下車 徒歩約15分

（バス）

「早大理工前」下車

- ・都バス（高7 1）高田馬場 ←→九段下
- ・都バス（高7 1）高田馬場 ←→九段下
- ・都バス（高7 1）高田馬場 ←→九段下

東京都職員共済組合事務局 令和元年(2019)年度 「スチュワードシップ活動の報告」

<お問い合わせ>

東京都職員共済組合事務局

管理部 財務課（資金運用担当）

〒162-0052

東京都新宿区戸山3-17-1 東京都戸山庁舎4F

TEL : 03-3232-4712(直通)

FAX : 03-3232-4752

URL : <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>



東京都職員共済組合